

養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費・事務費の引上げについて(要請)

日頃より、本会の事業の推進に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会所属の養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにつきましては、入所者の支援のため日々努力を重ねているところでありますが、近年各種運営経費が増嵩するなど大変厳しい事業運営を強いられており、職員の給与改善も困難な状況にあることから、入所者に対する福祉サービスの質を維持することも難しくなっております。

このような中で、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算において、医療・介護・保育職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については給与の3%程度(9,000円/月)の引き上げを行うものとされました。

しかしながら、この給与の公的価格の改善の対象となる職員は、「介護報酬上のサービスを行う介護職員」のみとなっており、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員は対象に含まれておりません。このことについて現場職員は、給与がもともと介護保険の対象施設に比べて低い水準にあることに加え、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながら処遇改善の対象とならないことに深い失望を抱いており、事業者としても職員のモチベーションの維持向上を図り、必要な人材を確保し、高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうと大きな危惧を抱いております。このため、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスに係る全国団体である公益社団法人全国老人福祉施設協議会を窓口として、政府に対して、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員を処遇改善の対象とするよう強く要望活動を行ってきたところであります。

このたび、政府において養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出された令和3年12月24日付け老高発1224第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等について適切に改定いただくよう依頼がなされるとともに、この改定を行った場合に生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされました。

つきましては、以上の事情等についてご賢察を賜り、地域の高齢者福祉サービスの水準を維持発展させるために、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの措置費や事務費の単価の増額等による職員の給与改善について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和4年1月31日

静岡県健康福祉部長
石田 貴 様

静岡県老人福祉施設協議会
会長 種岡 養一

養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費・事務費の引上げについて(要請)

日頃より、本会の事業の推進に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会所属の養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにつきましては、入所者の支援のため日々努力を重ねているところでありますが、近年各種運営経費が増嵩するなど大変厳しい事業運営を強いられており、職員の給与改善も困難な状況にあることから、入所者に対する福祉サービスの質を維持することも難しくなっております。

このような中で、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算において、医療・介護・保育職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については給与の3%程度(9,000円/月)の引き上げを行うものとされました。

しかしながら、この給与の公的価格の改善の対象となる職員は、「介護報酬上のサービスを行う介護職員」のみとなっており、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員は対象に含まれておりません。このことについて現場職員は、給与がもともと介護保険の対象施設に比べて低い水準にあることに加え、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながら処遇改善の対象とならないことに深い失望を抱いており、事業者としても職員のモチベーションの維持向上を図り、必要な人材を確保し、高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうと大きな危惧を抱いております。このため、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスに係る全国団体である公益社団法人全国老人福祉施設協議会を窓口として、政府に対して、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員を処遇改善の対象とするよう強く要望活動を行ってきたところであります。

このたび、政府において養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出された令和3年12月24日付け老高発1224第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等について適切に改定いただくよう依頼がなされるとともに、この改定を行った場合に生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされました。

つきましては、以上の事情等についてご賢察を賜り、地域の高齢者福祉サービスの水準を維持発展させるために、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの措置費や事務費の単価の増額等による職員の給与改善について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和4年1月31日

静岡市保健福祉長寿局長
杉山 友章 様

静岡県老人福祉施設協議会
会長 種岡 養一

養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費・事務費の引上げについて(要請)

日頃より、本会の事業の推進に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会所属の養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスにつきましては、入所者の支援のため日々努力を重ねているところでありますが、近年各種運営経費が増嵩するなど大変厳しい事業運営を強いられており、職員の給与改善も困難な状況にあることから、入所者に対する福祉サービスの質を維持することも難しくなっております。

このような中で、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算において、医療・介護・保育職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については給与の3%程度(9,000円/月)の引き上げを行うものとされました。

しかしながら、この給与の公的価格の改善の対象となる職員は、「介護報酬上のサービスを行う介護職員」のみとなっており、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員は対象に含まれておりません。このことについて現場職員は、給与がもともと介護保険の対象施設に比べて低い水準にあることに加え、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながら処遇改善の対象とならないことに深い失望を抱いており、事業者としても職員のモチベーションの維持向上を図り、必要な人材を確保し、高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうと大きな危惧を抱いております。このため、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスに係る全国団体である公益社団法人全国老人福祉施設協議会を窓口として、政府に対して、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員を処遇改善の対象とするよう強く要望活動を行ってきたところであります。

このたび、政府において養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出された令和3年12月24日付け老高発1224第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等について適切に改定いただくよう依頼がなされるとともに、この改定を行った場合に生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされました。

つきましては、以上の事情等についてご賢察を賜り、地域の高齢者福祉サービスの水準を維持発展させるために、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの措置費や事務費の単価の増額等による職員の給与改善について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和4年1月25日

浜松市健康福祉部長
山下 昭一 様

静岡県老人福祉施設協議会
会長 種岡 養一